

令和 7 年度
東京都内部統制評価報告書審査意見書

東京都監査委員

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定により、
令和 7 年度東京都内部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり
意見を付する。

令和 8 年 8 月 2 0 日

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和7年度東京都内部統制評価報告書

2 審査の方法

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

審査に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料について内部統制評価部局等から説明を聴取するなどの方法により、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して審査を実施した。

また、その他の監査等において得られた知見を活用した。

3 審査の期間

令和8年7月24日から同年8月20日まで

第2 審査の結果

審査に付された令和7年度東京都内部統制評価報告書について、財務に関する事務に係る内部統制に運用上の重大な不備があり、評価対象期間において有効に運用されていないとした評価結果の記載は、相当であると認められる。

第3 重大な不備を踏まえた取組について

内部統制において重大な不備が認められたことを踏まえ、全庁的な再発防止の取組を進めていることを確認した。

都民から信頼される都政を実現するためにも、現在実施している再発防止の取組を確実に定着させ、同種の事態の発生を防ぐとともに、各局等における事務処理の誤りの防止を図るなど、監査委員とも連携しながら、内部統制の実効性の向上につなげていただきたい。